








議長	副議長
	

局長	次長	課長	副参事	主 幹	主 査	主任	係
							

行政視察報告書

2016年 9月 6日

大津市議会議長
鷺見達夫様

日本共産党大津市会議員団
幹事長 杉浦 智子 

日本共産党大津市会議員団がおこなった視察・研修の結果について、下記の通り報告します。

記

- 1 期 間 2016年 8月 6日(土)
- 2 視察先 地方議員セミナー 子ども・子育て支援新制度
 「自治体における保育行政の課題」
 福岡市中央区舞鶴2-5-11
 福岡市健康づくりサポートセンター講堂
- 3 視察目的 子ども・子育て支援新制度が始まり、就学前の子どもたちの保育・教育について、課題となっていることを明らかにしながら、他自治体での状況や課題などを交流し、学習・討議を通じてその成果を持ち帰り、大津市政に活かす。
- 4 調査内容 別紙参照
- 5 参加者 杉浦 智子



講義 1. 子ども・子育て支援新制度導入後の政策的状況

逆井 直紀氏（保育研究所常務理事）

はじめに

新制度：内閣府（予算がらみのため…）

幼稚園：文部科学省

保育所：厚生労働省

1. 新制度で変わったこと、変わらなかったこと

(1) 子ども・子育て支援新制度の当初の提起と実際

1) 介護保険の利用の仕組みの保育分野への導入という基本性格

2) 関連法成立過程での大修正

①保育の実施責任 → なくすとされていたが…

↓

保育所での保育の実施責任はこれまで通り（児童福祉法 24 条第 1 項復活）

↓

保育所以外は直接契約へ

②保育所はすべて総合こども園へ

↓

× 法案が取り下げられた（廃案）

認定こども園への移行も強制されない

※従来通りの幼稚園・保育所は存在する。認定こども園も小規模保育等がある。選ぶことができる。ならば、どの施設に入所しても同じ保育が保障されるべき。

(2) 新制度の概要

1) 保育所：これまで通りの維持

2) 公的責任、条件が異なる保育の供給方式が存在

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育などが存在する

公的責任 保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園：国基準

小規模保育：市町村基準

3) 今のところ、全ての施設について市町村に申し込んで、利用調整を行っている

直接契約：保育所以外

給付制度：各施設が代理受領、保護者の負担軽減

4) 認定制度 2号・3号認定、標準・短時間区分

2. 新制度の実施後の状況

(1) 自治体の対応に差 + 新制度は見直し途上にある

- 1) 待機児童解消せず
 - 柱は解消することとしていたが…
 - 全国で2万人は余り変化なし
 - 定義が曖昧 → 地域型保育事業で解消をめざしたが…
 - 2015（平成27）年～2016（平成28）年に1,000件増している
 - 新たな課題 → そもそも低年齢が対象、よって3歳以上になった時の受け入れ先がない
 - 限界があり、卒園までの保育所が必要
 - 一方、幼稚園が受け皿になれるか？
 - 8割が認定こども園への移行をみていたが、多くが移行せず
 - 首都圏では広がっている
- 2) 子どもの認定 短時間・標準時間
 - 2号・3号認定
 - 標準：11時間、短時間：8時間
 - 認定された時間帯がズレると延長保育料を徴収（時間内でも夜7時を過ぎるとかかる）
 - 実際の保護者の勤務時間帯とかみ合わない
 - タイムカードで管理?!（打ち忘れのチェックが必要で、現場では現実的ではないため導入自治体はない）
- 3) 保育料 保護者の負担軽減へ → 公定価格
 - 保育料以外の実費徴収もあり
- 4) 利用調整 決定は市町村（法律上とは異なる）
- 5) 一方で対応が追いつかない自治体も
 - 説明が不十分
 - 通知で市町村に知らされるため、周知の状況に格差
 - FAQ：自治体むけ 公定価格についても
 - 様々な対応のため解りにくい、使いつつも修正へ

(2) 施設の再編成が加速している自治体も

○認定こども園化

制度的に強制の枠組みがある訳ではない

地域によりかなり差がある

2014（平成26）年～2015（平成27）年 増加

2015（平成27）年～2016（平成28）年 増加するも激増せず

ex. 茨城県 幼稚園の認定こども園化を推進（県負担を削減したい）

静岡市 公立幼保連携型こども園に条例改正（当面はほとんど従来通り）

大阪市・神戸市 推進している

1) 公立園（幼稚園・保育所）の認定こども園化を含めた民営化

阪南市 公立4幼稚園+3保育所 → 定員630名の総合こども園へ

かつてない大規模化（元家電量販店跡地）

保護者から遠くなったことへの不安、心配

岡山市 認定こども園化

公立幼稚園の定員割れ

公共施設等の総合管理計画 … 公共施設最適化事業債の活用
財政負担の軽減

メリットが見えないとの保護者の声
認定こども園がよいものとは言いがたい
保護者の就労に関わりなく入所できる
保育時間が異なる子どもが共に保育される
保育の実施に困難も大きい
午前組が帰った後の残り組の保育のあり方（バランス）
夏休みなどの長期休暇の対応
保育集団のつくりかた、保育内容などに課題
利用者に認定こども園のメリットが説明できるのか
具体的な子どもたちの過ごす1日をみて議論する必要がある

○認定こども園への移行の強制はないことから、今後の整備についてどのようにしていくのか利用者も含めた十分な議論をすべき

(3) 大都市部を中心に営利企業参入加速化

○都市部を中心にして営利企業が保育の分野に大きく参入

3. 解決すべき重要課題

(1) 待機児童問題解消

1) 待機児童のカウントの仕方をめぐって

子どもたちがどこで保育を受けているのか

家庭での保育は激減している

ほとんどが幼稚園、保育所



経済状況からも共働きが増加している

シングルも増加

母親一人、核家族化での子育てに困難

今後、0, 12歳児の保育需要が増加する

少子化の進展をどのように見ていくのか

少子化だから施設を増やす必要がない・・・とみてよいのか？

将来的な子どもたちの育つ環境としての場所を考える

※単年度ではない長期的な課題として考えていく必要がある

2) 緊急対策

①規制緩和策中心

厚生労働省 待機児童解消加速化プラン

規制緩和を少しずつ正していくとしていたにも関わらず・・・

結局減らない実態

→ 規制緩和を5年延長

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」

②新たな仕組みとして 市町村の関与のない企業主導型保育の創設

仕事・子育て両立支援事業 … 企業主導型保育
従業員のために設置していく
認可外保育所の扱いとなる = 都道府県に届け出
市町村の関与なし（一応、連携せよとは言われている）
地域型保育事業の企業内保育所とは異なる
小規模B型施設として扱う
保育・子育て支援は、市町村の関与を要する…住民に直接関係するもの

(2) 保育料の負担軽減

(3) 保育士確保対策（処遇改善）

1) とりあえずの規制緩和

①保育士不足が深刻に

②資格ない子育て支援員等の育成・活用

応急的な対応としては可能かもしれない…しかし、長期的にこれでよいのか？
なり手はたくさん存在する → 養成校では志望が減少しているところもあるが…
有資格者は毎年輩出されている
規制緩和が条例化されていく → 一定制限を加えているところもある
独自基準（緩和しない、期間限定など）

2) 処遇改善策は

与党案 1億総活躍プラン 6,000円アップ
野党案 保育士等従業者人材確保特別措置法 50,000円アップ
いずれにせよ政治課題へ

3) 職員の処遇改善のために必要な視点

①劣化している現状の把握から

公立園での非正規化 → 低賃金、正規に劣らない厳しい勤務、不安定雇用
民間園の給与の現状 → 公立園との格差、長期勤務の困難

②保育の専門性の確立を求める

就学前児童の成長・発達を保障する保育の重要性
保育の意義

子どもたちの成長を見守る、子どもたちの成長に見る発見など「保育」の営みの楽しさや期待、
希望 → 社会的な認識を高める

4) 処遇改善を実質化するには、抜本的な改善が不可欠

子ども・子育て新制度が導入されても変わらない処遇

①賃金水準の改善

②配置基準の改善

③施設整備等の補助の改善による経営の安定化

④労働者の条件改善に確実につながる公費支出ルールの確立

(4) 焦点は配置基準、公定価格の改善

全産業との比較 90,000円
(残業代を含むと 100,000円)

保育士の給与

年齢毎の賃金は、元々から低かったということではなく、一定アップしてきた

しかし近年は低下している エンゼルプランが出てきたが、事業費は増えた一方、給与には反映されていない

仕事は増えているのに人員は増えない

公定価格の問題点

①保育時間の長さを考慮した設定に

②人件費単価の改善

③加算の改善

(5) 自治体での対応

4. その他の重要な課題

(1) 保育所保育指針・要領の改定

(2) 福祉制度「改革」の動向

1) 規制緩和をテコにした市場競争路線

2) 厚労省／新たな福祉サービスのシステム

3) 社会福祉法人「改革」

講義2. 保育士不足問題の解決のために

村山 祐一氏 (保育研究所・元帝京大学教授)

はじめに

子ども・子育て新制度の中で、点で見るのではなく、全体のこととして見ていく視点が必要
認定こども園は未だ5%、ほとんどの子どもが幼稚園、保育所に入所している

入所している子どもは120万人、待機児童は8万人

大変だということだけでなく、解決できていないことが問題

「保育士不足」とは言わない 保育士がいないわけではない

有資格者 70万人

資格をとって保育所に就職している人 50%

保育士不足ではない 保育士が確保できていない

日本の保育制度はそれなりによいものになっている

法律に基づいて国・自治体がお金を出していない、責任を果たしていない

月刊「ちいさいなかま」・・・保育日誌のページ

今年2～3月 社会が変化した

人口減、首相のうれしい悲鳴、沖縄県・子どもの貧困調査（2月掲載）

ブログをきっかけに社会的に大きな変化へ

連日報道、各紙の社説にあがる

新聞が新聞を批判

規制緩和に賛成は「読売」だけ… 以降読売の論調が変わる

しかし、マスコミは「保育」を知らない

子ども・子育て支援の基本理念は、児童福祉法の理念・原理の尊重が前提

第一条 憲法25条

第二条 義務づけ、保育の保障

第三条 子どもの問題全てに適用（子どもを平等に扱うことを尊重する）

※法律の総則は、全ての子どもに関することのベースとなるもの

1. 子育て支援策の推移から見える姿・・・

1995年 エンゼルプランが示される…以降、どのように変化してきたのか？

1) 1998年

①短時間保育士の導入の容認

4時間、5時間勤務 朝夕の短時間保育

つながりを正規が行う

これまで3名の正規が話し合って保育を行ってきたが、正規1名、短時間4～5名となり、

正規が保育をつなぐことに

事務量は増大

②給食調理の業務委託容認へ

③乳児保育の一般化で全園実施へ

面積基準の切り下げ

④定員の弾力化・定員超過入所を年度当初から認める

面積基準の緩和 … ホールは基準にないからそこに児童を入れる
廊下も保育に使い

⑤延長保育の自主事業化へ

8時間保育から11時間まで実施することに → 超勤体制
→ 非正規の雇用へ → どんどん常態化していく

※保育所に入所したら小学校に上がるまで、しっかり安定した保育が受けられるようにすること
どのように保障していくのかが問われる（重要）

公立はいらない・・・はおかしい

保育は全ての子どもに保障されるべきもの
保育の現状を自治体が知らなくなる（把握が難しくなる）
幼保・保幼小連携が成り立たなくなる

2) 2000年（平成12） 保育所の設置主体の制限撤廃、企業参入の促進へ
民間にできることは民間に

3) 2001年（平成13） 小泉内閣は、6月待機児童ゼロ作戦の推進
保育の規制緩和政策を推進

7月6日 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定

※1992年 国家公務員法 週休2日制

増員なしの40時間制 → 土曜日に休めない保育士
完全週休2日制が社会で認められるようになってきた

労働者の6割

完全週休2日以上 13%

一方で保育士は週休2日にはならず

ワーク・ライフ・バランスが叫ばれるようになった

保障されていないのが保育士

夏休みはない、夏休みに閉所してはいけない、交代で休む

子どもに関わる時間が8時間、その他の事務等は8時間以外の時間外

我が子の子育て…保育所の時期はよいが、小学校にあがると我が子に関わる時間の確保が
困難に

社会が完全週休2日制に移行しているのに・・・保育士の働き方は変わっていない現実

※2002年 学校5日制実施

4) 2004年（平成16） 公立保育所国庫負担金の廃止、
翌年度公立保育所施設整備国庫補助金廃止

1989年4月 消費税3%導入、

1997年4月 5%に

2010年4月 8%に

2. 公定価格と保育士の処遇、確保困難問題

1) 子育て支援策の4半世紀の変化の中で、取り残された保育士処遇、実質的な後退か？？

2) 保育士の仕事は「キツイ」とは

賃金の低さもあるが、最大の要因は、変化から取り残された保育士の勤務条件等処遇の悪
さ

時代遅れの勤務条件 — 未だに完全週休2日制が保障されていない
サービス残業の日常化、きちんとした長期休暇の保障がない
ワークライフバランスも保障されず

3) 公定価格の1号認定と2号認定の勤務条件格差

新制度で一層深刻化 — 土曜開所、300日開所はグレーゾーンから公定価格の削減対象
に
実質的に保育士処遇の劣悪化

4) 認可保育所の質の低下 = 進む保育の継承性の崩壊へ

○保育単価はどうなっているか？

2000年までは上昇傾向にあったが、以降は微減している

保育単価の8割が人件費

保育所施設長、主任保育士は減少、保育士は微増 …実際の配置との乖離あり

保育に必要な人数分が計上されていない現実

15年間、人件費が上がっていない

処遇改善のための補助金などが創設されても一部でしかない

非常勤職員（保育士）の単価は、上がるどころか下げられている

研修費

1979年以降全く上がっていない

（消費税が導入されても反映されず、税率が上がっても変わらず）

質の向上を目指すと言うなら充実させるべき

一般生活費

研修費と同様

○保育士給与はどうなっているのか？

男女 全職種 ほぼ横ばい

保育士 4%減

幼稚園教諭 5%アップ

（所定内賃金は残業代を除く）

女性 全職種 9%アップ

保育士 3%減

幼稚園教諭 5%アップ

自治体の保育士募集

保育士給与が一番安い

非正規保育士は年間50万円も低い

○働く環境としてはどうか？

保育士養成校（大学、短大、専門学校）

保育士になりたいと思う人がいない、資格は取得するが半分も保育士にならない

卒業して保育士を希望する人が激減

介護職員化してきている

現在就業中の保育士継続意向

正規職員ほど辞めたい、他で働きたい

→ 正規職員への負担増

無資格者への指導、管理、責任

離職率

5年未満：5割

通算5年未満保育士：7割

経験保育士が少なくなっている、保育の継承性が失われてしまう

パターン化、マニュアル化した保育へ

(子どもたちひとり一人の成長、発達が保障できる保育と逆行)

退職理由

給与が安い(300万を切る職員も多い) → 300万円余

仕事量が多い → 8時間以内に(幼稚園のようにしてほしい)

6時間：子どもと接する時間、2時間：事務処理

(フォロー保育士の配置)

労働時間が長い → 週5日に

3. 1号認定の子どもの一時預かり補助事業について

～2号認定の(保育を要する)子どもと

1号認定(幼稚園等)の子どもの8時間保育の経費比較～

- 1) 1号認定→教諭の毎日の保育準備・研修等を保障するために2人の保育者配置
- 2) 保育所の8時間保育の経費額は幼稚園の約3～4割安い額
- 3) 2号認定の子どもの人件費は1号認定の1/2強程度の安さ

※幼稚園での預かり保育は、8時間の保育で実施をすれば補助金が出る

4. 保育士処遇の改善課題

- 1) 児童福祉法の保育士の規定、保育所保育指針で位置づけられている保育士の専門職を、運営、財政の基準などの諸施策に位置づける
社会的に保育士の専門性を認知してもらうこと
- 2) 新制度への以降 → 保育にかかる費用の公定価格の財源：内閣府に一元化

↓

1号認定の子ども、2号・3号認定の子どもの保育・教育を等しく保障するシステムへの改善を

格差を持ち込まない

- ① 1日の仕事の中に、保育の計画、準備、まとめ、会議、研修等の時間を制度的、財政的に保障する
- ② 保育士にワークライフバランスの保障を行うこと
完全週休2日制の保障
土曜日保育を休日保育に位置づけ → 幼稚園の一時預かり保育同様
補助金で実施
幼稚園教諭並みに連続した長期休暇(当面連続1週間程度)、園研修のための閉所等の保障に向けた改善を検討すること
- ③ 2号認定の公定価格の引き上げで幼稚園、保育所を同じ水準へ

講義3. 保育料の仕組みと課題

杉山 隆一氏（佛教大学教授）

1. 新制度における保育料の仕組み

(1) 保育料に係る法律

保育料徴収額基準（国が定める） → 市町村が決める

保育の必要量（時間）に応じて、4時間、6時間、8時間、11時間

1号認定	概ね4時間	応能負担の原則となる
2号・3号認定	短時間、標準時間	国基準を限度とする

(2) 保育料額表の特徴

幼稚園はこれまで一律の保育料だった → 応能負担になった

入園金は徴収できない、就園奨励費も制度がなくなった→これを踏まえた保育料に
保育の標準時間と短時間の保育料差額はわずか

2. 複雑な保育料の仕組み

(1) 保育所

○私立保育所

市町村が保育の実施義務を負う

→ 支援法附則6条に基づいて保育を委託する

→ 委託料（＝公定価格）が施設に入る …公費＋保育料

○公立保育所

地方自治法「公の施設」の使用料・利用料として徴収される

金額は条例に定める

私立保育所と同額の保育料（所得階層別）

▽保育料の滞納について、私立・公立とも市町村が責任を持つことになる

(2) 契約型の施設（認定こども園、幼稚園）と地域型保育事業の場合

○私立幼稚園

新制度には入らず現行のままの民間幼稚園

新制度に入る私立幼稚園

○公立幼稚園

これまで通りの一律でも、応能負担でもよい

○認定こども園・地域型保育事業等の契約

直接、保護者から保育料を徴収できる

保育料は応能負担

算定基準は市町村民税で階層区分される

3. 保育料の仕組みの課題

(1) 保育料徴収の法的根拠はあるのか

保育所保育料は、支援法に保育料額表で示されている

徴収する保育料はこれをもとに独自で算定し、条例に定める

保育料の算定、保護者が施設に支払うという契約のことは規定されているが、保育料徴収の根

拠といえるのか

根拠を明らかにする条文が必要か

(2) 保育料は条例か規則か

自治体向けFAQ12版に徴収根拠を条例で定めるとしている

市民の税金と同様、負担能力に合っているのかを議論して決めていく必要がある

市民生活への影響は大きいことから条例で定めることが望ましい

(3) 所得税額から市町村民税への変更と年少扶養控除・特定扶養控除の廃止の影響

年少扶養控除・特定扶養控除の廃止による階層区分の変動で、保育料が上がった人がある

(4) 施設・事業による保育条件が異なっても同じ保育料

基本的には保育条件が異なっても保育料は同じ

(5) 保育標準時間と保育短時間の保育料にほとんど差はない

標準時間と短時間の保育料の差額はわずか

(6) 自治体の軽減措置の継続を

自治体毎に軽減措置を実施

子育て世代の負担軽減へ

4. 保育料以外の負担の動き

○保育料以外の実費・上乗せ徴収の規定

上乗せ：保育の充実 … 市町村の同意

3歳以上児 給食主食部分 → 運営費には含まれていない

5. 無償化への動き

(1) 多子世帯の保育料軽減

(2) ひとり親世帯等の保護者負担軽減

(3) 自治体の動き

兵庫県南あわじ市：地場産業の人材育成のため、若い世代の子育てにお金がかからないように負担軽減。人口増を目指す

都道府県が動いて市町村に

6. その他の問題

(1) 保育料滞納問題

○民間保育所：市町村が対応

○契約施設・事業：自己責任、運営に支障を及ぼす、退園を迫られやすい

(2) 1号認定と2号認定の保育料の差が大きい

保育の益は社会全体に効果がある → 社会が負担する

働く保護者は税金を払う

(3) 保育料負担を軽減する根本対策

就学前の教育・保育に公費をもっと投じるべき

就学前教育・保育をどのように考えていくのかと関係ある

条例化することが望ましい、議論していける

講義4. 自治体の保育行政、評価と視点

実方 伸子氏（保育研究所所員）

はじめに

- 保育問題が社会的に大きく取り上げられている
- 住民要求・国民の声が広がっていることを、政治家が気にしている
- 当事者からの発信が増えている
 - 厚労省も保活の現状を把握したい
 - 認定の調整や保育の実施責任などがある
 - 市町村が果たす役割が大きい
- 保育士の実態調査 — 内閣府で行ったらしいが、余りに劣悪で出すに出せず状態
- 新制度に関わって自治体間に格差が生じている
- 公立施設（公共施設）の総合管理計画の策定が全国で行われている
 - 新制度の関連施設も対象となっている
 - 財政の効率化の下で行われている → 中核都市などで動きが出ている

1. 新制度実施後の自治体の保育行政

- (1) 保育行政を評価する視点
 - ①住民の要求がどこにあるのか、それに対してどう応えているのか
 - ②保育の量も質も改善されようとしているか
 - 併せて条件整備に対応しようとしているか
 - 安全で良い保育が行われている保育所を希望する保護者
- (2) 保育行政を評価するいくつかの指標
 - ①子どもにとってどうか
 - 必要性
 - ②量的需要と供給
 - ③子育て支援の観点
 - ④保育の条件
 - 国・自治体の基準がどうか
 - 補助金、市単独補助の考え方

2. 自治体保育行政の現状とその評価

- (1) 子どもにとっての保育の必要性を明らかにするための指標
 - ①短時間認定と標準時間認定
 - 短時間・標準時間を分けていないところもある
 - 事務量が増大している
 - ◎子どもにとって、必要量の認定は必要か
 - 短時間 … 8時間を超えると延長保育料が必要
 - 短時間と標準時間の保育料の差額 … 概ね16%程度（1,000円程度）
 - 短時間の場合、11時間保育が行われている中で、好きな8時間が選べるのか
 - 分けていないところもあるが、全員が11時間使うことになると、それも問題

②子どもの状態（障がい児など）を踏まえた認定要件
措置が増えている

一方、制度では親が認定要件となる
市長が認めるということが要件

③育児休業中の上の子の保育

自治体の判断

新制度により対応を変えた自治体がある

ex. 所沢市

継続利用の必要性を認めるか否か

- A. 育休取得と同時に原則退園
- B. 上の子の年齢により継続利用を認める
- C. 育休対応

生まれた下の子のための支援として必要

保活：妊娠中、0歳の時期からしないと入れない現状がある

(2) 保育の需要と供給の状況を考えるための指標

①待機児童の考え方と待機児童数

定義の変更 2001年、2015年に行われた

現在の定義ではカウントされない待機児童

地方単独事業を利用している

特定の保育所のみを希望している

求職中

認可外保育所を利用している

育児休業中

↓

公的な待機児童数に含まれないが、8万人以上

認可保育所に入れなかった人、他の施設が利用できなかった人

それぞれにカウントすること！

②事業計画の実態と再検討の課題

実態にふさわしい計画かどうか

10年前から1、2、3歳児の需要が増

少子化といえども要求は大きい

保育の利用率をみってみる

全国平均 35%程度

これより低い保育所不足を表す

施設整備が進んでいるのか

過疎地でも要求あり

保育所を増やすことでIターン、Uターンを促進している自治体

人口を増やす方策へ

(3) 子育て支援、子育て家庭支援の指標

①保育料の設定

国の基準が高い、自治体に求めることも大切

だが国の責任も問う
政策判断
保育料減額の必要性、要求高い

軽減率

認可外保育所に入所している児童は軽減されない
多子軽減もない、入れなかったという事実
認可との差を補助するところも出ている（2割程度）
認可外保育所に対しての支援が行われてきている
ex. 神奈川県（県下の市町村）

（4）行政水準の指標としての自治体の単独助成・独自基準

①国基準と自治体基準

従うべき基準 = 職員配置、面積
(最低レベルで従うべきもの)

より充実させることは自治体で上乗せする

一方で国は待機児童解消のために規制緩和を強める

国基準は、1948年に定められて以来、わずかの改善しかされていない

②国庫負担を補う自治体単独助成

a. 職員の処遇改善に関わる事業

保育士確保対策

- ・国の支援策に上乗せ
- ・給与補助、期末手当の上乗せ 他

保育士の定着

b. 障害児保育助成事業

保育士確保との関係で敬遠されがち

3. よりよい保育を実現するために

（1）住民の願いに応える保育行政実現のために

- ①居住地近くで就学前まで預けたいという保護者の要求
- ②自治体間の格差
- ③保育の量
- ④利用者負担

（2）児童福祉法24条1項を最大限生かして、新制度の改善、運用を

- ①保育水準
- ②運用
- ③事業計画の検証、見直し
- ④予算の確保

（3）自治体から国、都道府県へ要望を

各自治体でも認識が同じようになってきている

→ よりよい保育の実現をめざす要求を積極的にしていくこと

【所感】

待機児童問題で社会に大きく訴える子育て世代の姿がマスコミに取り上げられ、国民的にも注目される課題となった。大津市では「待機児童ゼロ」宣言が市長によってなされたとはいうものの、希望する保育所に入所できず待機している児童、保護者は存在する。一方で新設された保育所では定員割れも生じている。民間活用という手法で待機児童解消を乗り切ろうとしたが、結局市民、保護者の願いを実現する保育行政が大津市において行われているのか、改めて検証することが必要であると思う。

新制度が始まって、就学前の保育・教育がいかにあるべきかという議論をもっと深める必要があると感じた。従来の幼稚園、保育所に加えて認定こども園や地域型小規模保育事業など施設や事業が増え、多様な保育ニーズに応える、待機児童も解消するとされているが、どのような施設・事業であれ、保育の環境は平等であるべきだ。児童福祉法に規定されている理念を基本に、子どもの成長・発達から見直すことだ。

子どもたちの保育環境の整備には、保育士の処遇改善は喫緊の課題である。保育士の専門性を社会的に認め、保育士の仕事への希望を広げることの重要性を再認識した。

新制度にはさまざまな矛盾が起きている。現行制度の中でも、子どもたちの立場に立った検討が行われれば改善できることが多くある。自治体が責任を負うところが大きいからこそ、自治体の姿勢が問われる。先進的な取り組みを参考にしながら議論を重ね、大津市で積み重ねてきた実践を生かして、大津市ならではの保育・教育の確立に向けて取り組みたい。